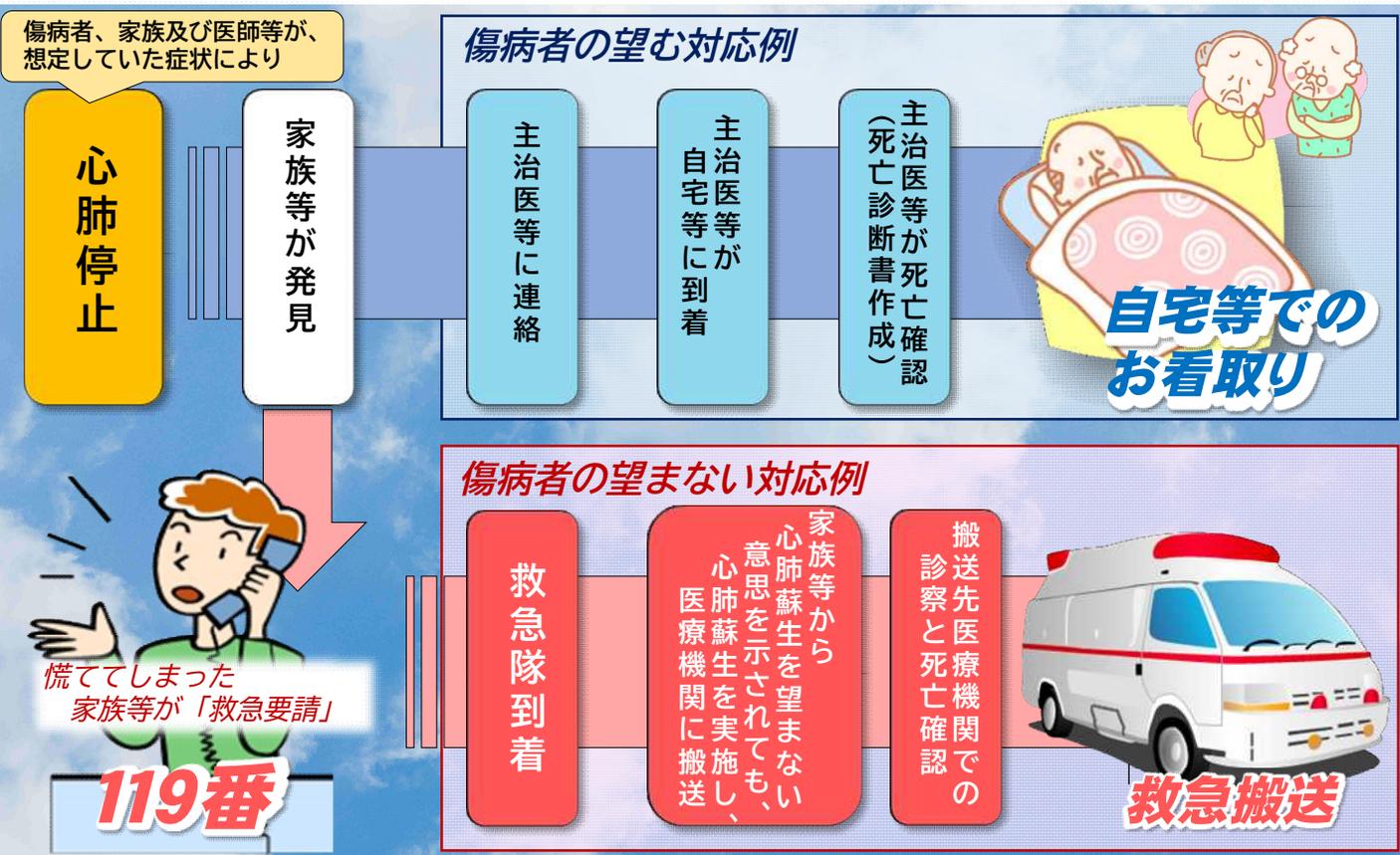


心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

1 高知県の現状

終末期の傷病者が、家族や医師等と話し合っ(ACP(Advance Care Planning):愛称「人生会議」)、自宅での看取りなどの意思を固めていても、慌てた家族等から救急要請があった場合、救急隊は救命を主眼とするため、現行の体制においては傷病者の意思に沿うことができません。



こうした傷病者が望まない対応例があることから、高知県では、可能な限り**終末期の傷病者の意思を尊重**できるよう「高知県救急医療協議会メディカルコントロール専門委員会」での検討結果を踏まえて、心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応を整理しました。

2 運用の要件

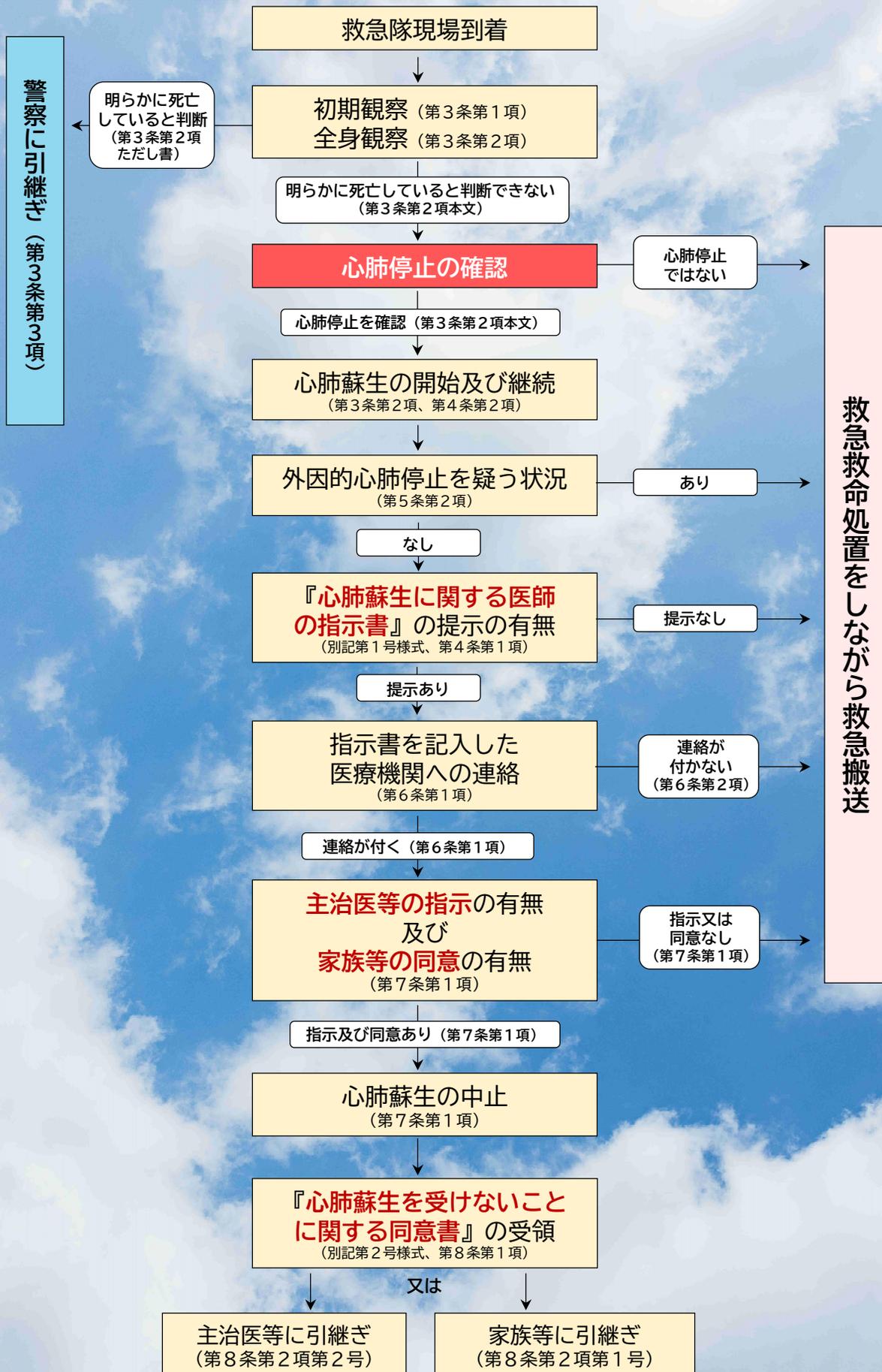
- (1) ACPが行われている成人で心肺停止状態であること。
- (2) 傷病者が人生の最終段階にあること。
- (3) 傷病者本人が「心肺蘇生の実施を望まない」こと。
- (4) 傷病者本人の意思決定に際し、想定された症状と現在の症状とが合致すること。
- (5) 『心肺蘇生に関する医師の指示書(第1号様式)』を確認。



到着した救急隊から「主治医等」に電話連絡を実施し、上記の『2 運用の要件』が確認できた場合は、心肺蘇生を中断し、「主治医等」又は「家族等」に傷病者を引き継ぎます。

3 運用の細部

心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコール



4 運用の見直し

事案の集積と「県民へのACPの周知状況」等を踏まえて、適宜プロトコールの見直しを実施します。